

埼玉で働く・ジモト就職促進事業業務委託仕様書

- ・この仕様書は企画提案書作成用である。
- ・企画提案競技後、埼玉県は契約候補者と協議を行い、協議が調った場合は当該協議を踏まえ仕様書を修正の上、契約を締結する。

1 業務委託の概要

埼玉県には独自の技術を生かし世界で活躍する企業等、魅力的な企業が多数あるが、都内大手企業志向が強い若者が多く、県内企業の人材確保が困難になっている。

また、最近では、若者の就職活動に関し、インターネットの利用した就職活動の普及が進んでいることや、インターンシップを実施した企業が参加学生の情報を採用活動に利用することが可能になったことなどの環境変化が生じている。

こうした中、本事業では、若者に対して、県内企業の魅力発信などを行って県内企業への就職を促進する取組を行う。

2 事業実施期間 契約締結日から令和7年3月17日

3 事業内容等

(1) 事業概要

ア 就活に役立つ「埼玉県企業ガイド」の運営・更新

大学生等の若者に県内企業の魅力を伝えるため、インターンシップ等のキャリア教育情報や現役大学生が考える企業の魅力、採用関連情報など、現役大学生のニーズに沿った県内企業の情報等を掲載したWEBサイト「埼玉県企業ガイド」を運営・更新する。

イ ジョブフェス埼玉2025（以下「ジョブフェス」）の開催

県内企業と就職に関心を持つ県内大学生等の若者の交流などを目的に、上記の「埼玉県企業ガイド」掲載企業が出展する合同企業説明会などを内容とするイベント「ジョブフェス埼玉2025」を企画・開催する。

ウ 企業説明会@メタバースの開催

県内企業と就職に関心を持つ県内大学生等の若者のメタバースでの交流を目的に、県が整備する共通メタバース基盤において合同企業説明会を開催し、企業と若者のアバターを通じた気軽な交流を行う。

エ 企業と大学の交流会における大学と企業との連携支援・情報収集

県内企業と県内大学生等のマッチングの促進を目的に、県内企業の採用担当者と県内大学等の就職支援担当者がお互いの情報を交換する「企業と大学の交流会」を開催するほか、県内企業と県内大学の就職に関する情報を収集する。

オ 県立高校の生徒とその保護者への就業支援窓口の周知

県立高校を卒業する生徒とその保護者に、県の就業支援窓口を周知するため、リーフレット・カード・マグネットを作成・配布するほか、LINEスタンプを作成・販売する。

カ 事業専用WEBサイトの運営

イベントの周知・申込みや「埼玉県企業ガイド」の掲載等のための専用ホームページを開設・運営する。

(2) 事業対象者

高校生、県内大学の大学生及び卒業後3年以内の若者を主な対象者とする。

なお、ジョブフェスにおいては、大学生、短大生、専門学校生、高校生、卒業後3年以内程度の若者、留学生、保護者、大学関係者等、幅広く対象とする。

(3) 運営・実施体制

本業務を統括する業務統括責任者として、次の要件を満たす者を配置すること。

ア 受託者の常勤職員であること。

イ 企業に対する人材確保支援等の実績が複数回あり、企業の人材確保ノウハウに精通していること。

ウ 合同企業説明会等の就活イベントにおいて、運営責任者としての経験が複数回あること。

(4) 業務内容

ア 就活に役立つ「埼玉県企業ガイド」の運営・更新

(ア) 概要

掲載企業から採用関連情報等を収集し、WEBサイト「埼玉県企業ガイド」の掲載内容の更新・運営する。

なお、企業ガイドの著作権は県に属するものとし、更新に当たっては事前に県の承認を得ること。

a 受託者は、掲載企業を募集・確保する。募集の周知を十分に行って掲載企業を確保するとともに、更新に必要な企業情報の収集等を行う。

b 学生が実施した企業インタビュー結果のコラムにした「学生から見た企業の魅力」を掲載する。受託者は、インタビューの実施の企画・調整、学生の確保、セミナーの開催等による学生への事前支援、円滑な入稿のための大学や学生と連絡・調整を行う。

なお、学生の確保については、県と協議の上、適宜対応するものとする。

(イ) 運営・更新方法

運営・更新するホームページは、現在公開している「埼玉県企業ガイド」とする。

(ウ) 掲載企業

掲載企業は、掲載を希望する企業400社以上とし、掲載企業の拡大に努めること。掲載企業は、以下の条件を満たすこととする。

- ・県内に本社又は本社と同等程度の機能を有する事業所を設けていること。
- ・学生によるインタビューに協力できること。
- ・大学生の新卒採用を定期的に行っていること。

(エ) 掲載内容等

a 企業紹介ページ

基本情報、採用関連情報、インターンシップ情報、「学生から見た企業の魅力」等、就職に関心を持つ若者のニーズに沿ったコンテンツを掲載する。

b その他の掲載内容

県内(地元)企業で働く魅力、企業研究の方法、県内の就業支援施設関連情報等、就職活動に役立つ情報や、企業ホームページへのリンク等、就職に関心を持つ若者に役立つ工夫を施すこと。

(オ) 企業ガイドの周知、広報

作成したガイドをWEB、SNS、大学等を通じて周知し、活用を促すための方策を講じること。

(カ) 納入期限

別途、県が指示する。

(キ) 効果測定

企業ガイドの閲覧数や、掲載企業における学生等からの問合せや応募、採用状況などについて、適宜アンケート調査なども行い、結果を県に報告する。

上記項目以外にも、企業ガイドの効果を測る調査を実施すること（詳細は別途県が指示する。）。

イ ジョブフェスの開催

(ア) 概要

企業ガイド掲載企業等が集う就活イベント「ジョブフェス」を開催する。

県内企業と大学生等をつなぐことを目的に、県内企業と若者との集いの場、学年や状況に応じた情報収集の場、県内企業の担当者が自社で働く魅力を直接伝える場とする。

主な参加対象は、大学生・大学院生・短大生・高専生、高校生、卒業後3年以上以内程度の若者、大学等の学校関係者、保護者、企業とする。

日時、会場、目標とする参加企業数及び参加者数は次のとおりとする。

日時	会場	参加企業数	参加者数
3月3日（月） 11:00～16:00	大宮ソニックシティ 第1～5展示場	100社以上	500人以上

上記会場での開催とは別に、オンライン上にて、高校生等を対象に合同企業説明会を実施する。開催時期や規模は、県と協議の上決定すること。

(イ) ジョブフェスの企画

以下の目的等を達成するコンテンツの企画や仕掛けづくりを行う。

- ・参加対象者が参加したいと思える企画がある。
- ・若者が県内企業へ就職することの意義を理解する。
- ・大学1、2年生など早期の段階から県内企業に目を向けてもらう。
- ・高校生においても、県内企業を知る機会となるように工夫する。
- ・出展企業の魅力が理解される。
- ・ジョブフェスで興味を持った企業の見学やインターンシップ等に申し込みができるなど、就活開始前の学生もイベント終了後に企業とつながる仕組みがある。
- ・プレイベント開催等、イベント開催の機運を醸成させる。
- ・参加対象者が、就職活動をする上での心構えについて理解できる。

※内容を具体的に企画提案書に記載すること。

(ウ) 出展企業の確保

説明会の出展候補企業は、企業ガイド掲載申込企業とする。受託者は、出展候補企業に対し出展の意思確認を行う。なお、出展希望企業が出展可能数を上回る場合は、県と協議の上、出展企業を決定し、出展の可否について企業に連絡を行うこと。

(エ) 広報

参加対象者に対して、チラシのほか、インターネット広告等を活用し、開催の周知を行う。チラシの作成に当たっては県の承認を得ること。

以下の方法を取り入れ、効果的な周知を行うこと。

a WEBの活用

若者が利用するWEBサイトの活用、事業サイトの活用、メールの配信等により若者に直接情報を提供し、開催を周知する。また、SNSに動画を掲載するなど話題作りを積極的に行う。

b 大学等との連携

大学等と連携して学内での広報機会を活用するなど、大学等の協力を得て次年度の新卒者等に情報を提供し、開催を周知する。

c その他

受託者が独自に開催する就職イベントでのチラシ配布などの広報施策により若者や家族に情報を提供し、周知する。

(オ) ジョブフェスの運営

a 運営体制

ジョブフェスの運営に滞りのないよう、受託者の責任において十分な人員を配置する。

b 運営業務

参加企業や参加対象者が円滑にジョブフェスの目的を達せられるよう、スタッフによる会場への誘導や受付・場内整理等の業務、事前・事後の参加者への説明等に遺漏のないよう周到に計画し、確実に実行する。

c 会場設営

会場レイアウトを設計し、開催時間に合わせて各種ブース、待機場所、場内看板・案内板等を設営する。なお、会場設営業務は専門業者に再委託することも可とする。

(カ) 資料の作成、配布

ジョブフェスの参加者に配付するイベントガイド、その他必要な資料については、不足のないように用意する。また、必要に応じて県や関係機関が実施する就職支援等の情報を来場者に提供する。なお、配布資料等については事前に県の承認を得ること。

(キ) 集計報告・効果測定

参加企業数、参加者数及び参加者の内訳等（詳細は別途県が指示する。）について集計し、報告する。また、説明会当日に参加企業が面談した参加者人数及びブース訪問者（面談を除く。）について参加企業に報告を求め、イベント終了後1週間以内に集計結果を県に報告する。

参加企業に対し、学生からの問合せが増加したかを事後に調査し、結果を県に報告する。

参加学生に対し、「新たな企業を知る機会となったか」、「就職先として考えた企業があったか」などを事後に調査し結果を県に報告する。

(ク) その他

実施に当たっては、運営責任者を定め適切に運営する。

また、県内関係機関とも十分に連携し、関係機関が実施するセミナー等を通じてジョブフェスの周知を行う、また大学等に職場見学等就職活動関連イベントとして位置付けていただくなど、効果的な実施に努めること。

ウ 企業説明会@メタバース（以下、「企業説明会」）

(ア) 概要

埼玉県の共通メタバース基盤を使用し就活イベントを開催する。

県内企業と大学生等をつなぐことを目的に、アバターを通じて県内企業と大学生等が交流する場、学年や状況に応じた情報収集の場、県内企業の担当者が自社で働く魅力を伝える場とする。

主な参加対象は、大学生・大学院生・短大生・高専生、高校生、卒業後3年以内程度の若者、大学等教育機関の関係者、企業とする。

開催は年4回とし、参加企業は1回当たり5社、参加学生は1回当たり25人程度とする。1日当たり3部制として学生を入れ替えるなどの方法を取り、参加者については、300人程度を目標とする。詳細な開催時期及び方法は、県と協議の上決定すること。

開催回ごとに、参加の企業の業種を限定する（例：第1回ICT関連企業、第2回製造業、第3回建設業、第4回奨学金返還支援企業や多様な働き方実践企業など）。どの業種で開催するかについては、経済情勢などを踏まえ県と協議して決定すること。

(イ) 企業説明会の企画

以下の目的等を達成するコンテンツの企画や仕掛けづくりを行う。

- ・参加対象者が参加したいと思える企画がある。
- ・若者が県内企業へ就職することの意義を理解する。
- ・大学1、2年生など早期の段階から県内企業に目を向けてもらう。
- ・出展企業の魅力が理解される。
- ・企業説明会で興味を持った企業の見学やインターンシップ等に申し込みができるなど、就活開始前の学生もイベント終了後に企業とつながる仕組みがある。
- ・体験イベント開催等、イベント開催の機運を醸成させる。
- ・参加対象者が、就職活動をする上での心構えについて理解できる。

※内容を具体的に企画提案書に記載すること。

(ウ) 出展企業の確保

企業説明会の出展候補企業は、公募により選出する。受託者は、出展候補企業に対し出展の意思確認を行う。なお、出展希望企業が出展可能数を上回る場合は、県と協議の上、出展企業を決定し、出展の可否について企業に連絡を行うこと。また、業界ごとの開催とするため、業界団体の参加も可能とする（例：建設業協会など）。

(エ) 広報

参加対象者に対して、チラシのほか、インターネット広告等を活用し、開催の周知を行う。チラシの作成に当たっては県の承認を得ること。

以下の方法を取り入れ、効果的な周知を行うこと。

a WEBの活用

若者が利用するWEBサイトの活用、事業サイトの活用、メールの配信等により若者に直接情報を提供し、開催を周知する。また、SNSに動画を掲載するなど話題作りを積極的に行う。

b 大学等との連携

大学等と連携して学内での広報機会を活用するなど、大学等の協力を得て次年度の新卒者等に情報を提供し、開催を周知する。

また、イベントの周知を目的として、共通メタバース基盤の操作の実演を含めた体験イベントを県内各大学で実施する。

c その他

受託者が独自に開催する就職イベントでのチラシ配布などの広報施策により若者や家族に情報を提供し、周知する。

(オ) 企業説明会の運営

a 運営体制

企業説明会の運営に滞りのないよう、受託者の責任において十分な人員を配置する。

b 運營業務

参加企業や参加者が円滑に企業説明会の目的を達せられるよう、スタッフによるメタバース内での誘導や、事前・事後の参加者への説明等に遺漏ないよう周到に計画し、確実に実行する。

c メタバース空間設営

共通メタバース基盤の仕様に合わせ、参加企業等から、学生等に企業の魅力を効果的に伝える動画、画像等の素材を収集し、共通メタバース基盤内に設置する。

(カ) 資料の作成、配布

参加者に送付するイベントガイド、その他必要な資料については、不足のないように用意する。また、必要に応じて県や関係機関が実施する就職支援等の情報を参加者に提供する。なお、送付資料等については事前に県の承認を得ること。

(キ) 集計報告・効果測定

参加企業数、参加者数及び参加者の内訳等（詳細は別途県が指示する。）について集計し、イベント終了後1週間以内に集計結果を県に報告すること。

参加企業に対し、学生からの問合せが増加したかを事後に調査し結果を県に報告すること。

参加学生に対し、「新たな企業を知る機会となったか」、「就職先として考えた企業があったか」などを事後に調査し結果を県に報告すること。

(ク) その他

実施に当たっては、運営責任者を定め適切に運営する。

また、県内関係機関とも十分に連携し、関係機関が実施するセミナー等を通じて企業説明会の周知を行う、また大学等に職場見学等就職活動関連イベントとして位置付けてもらうなど、効果的な実施に努めること。

エ 県内大学と県内企業の連携支援（企業と大学の交流会）・情報収集

(7) 企業と大学の交流会の概要

県内企業の採用担当者と県内大学等の就職支援担当者が情報を交換し、企業

の人材確保や学生の就職支援につなげることを目的に、企業と大学の交流会を実施する。

(イ) 企業と大学の交流会の企画

より効果的に県内企業と県内大学等が情報交換できるように工夫する。また、県内大学等の担当者同士の情報交換の機会など、大学相互のつながりが創出できるように工夫する。実施時期や実施方法、運営方法、工夫などを具体的に企画提案書に記載すること。

(ウ) 県内大学等への連絡

県内全ての大学、短期大学に参加確認を行い、参加大学等を県に報告する。

(エ) 参加企業の募集

企業ガイド掲載申込企業のほか県内企業に周知し、参加企業を募集する。

また、参加企業に対する連絡等の事務を行う。周知方法を工夫し、企業等の参加意欲を喚起すること。

(オ) 運営体制

進行に滞りのないよう、受託者の責任において十分な人員を配置する。

(カ) 運営業務

企業や大学等の参加者が円滑に交流会の目的を達せられるよう、スタッフによる会場への誘導や受付・場内整理等の業務、事前・事後の説明等に遺漏ないよう周到に計画し、確実に実行する。

(キ) 会場設営

会場レイアウトを設計し、開催時間に合わせて各種ブース、待機場所、場内看板・案内板等を設営する。会場レイアウト図、看板、案内板等は、事前に県の承認を得ること。なお、会場設営業務は専門業者に再委託することも可とする。

(ク) 資料の作成

参加者に配付するイベントガイド、その他必要な資料を不足のないように用意する。また、必要に応じて県や関係機関が実施する就職支援の情報を来場者に提供する。事前に参加大学等関係者に掲載内容を確認の上、県の承認を得ること。

(ケ) 報告

参加大学数、参加企業数及び参加企業の内訳等（詳細は別途県が指示する。）について報告すること。

参加満足度などの調査に加え、企業に対し「参加大学の学生を採用したか」を事後に調査し結果を県に報告すること。

参加大学に対し、「新たな企業を知る機会となったか」を事後に調査し結果を県に報告すること。

(コ) 情報収集

県内教育機関への就職支援ニーズ把握調査や内定率に関する調査など、情報収集業務の実施方法を提案すること。最終的には、県と協議の上決定する。

オ 県立高校の生徒とその保護者への就業支援窓口の周知

(7) 概要

若者の地元就職・就業継続・再チャレンジを支援するため、県立高校を卒業する生徒とその保護者に、県の就業支援窓口を周知するリーフレット・カード・

マグネットを作成・配布するほか、LINEスタンプを作成・販売する。

(イ) 配布方法等

a リーフレット・カード・マグネット

県立高校を通じて令和7年3月に卒業する生徒に配布する。

リーフレット・カード・マグネットを、それぞれ50,000枚以上作成すること。

b LINEスタンプについて

概要にある目的を踏まえてスタンプ（複数個）を1セット以上作成し、LINEストアなどで最低価格を付して販売する。具体的な販売方法・時期については、県と協議すること。

(ウ) デザイン及び掲載内容等

以下の目的を達成するリーフレット・カード・マグネット・LINEスタンプのデザインとすること。

- ・「埼玉しごとサポート（仮称）」などの就業支援窓口を周知し、必要に応じて利用を促す内容であること。
- ・高校生が卒業後も就業支援窓口について記憶にとどめておくことができるものであること。
- ・自らの就職活動や就業に悩みを抱える者を励ますものであること。
- ・保護者や家族においても使い易いLINEスタンプであること。

(カ) LINEスタンプの周知等

WEB、SNSでの周知や、県の就業支援イベントでの周知など、作成したLINEスタンプの使用を促す方策を講じること。

(キ) 納入場所、納入期限

別途、県が指示する。

作成したリーフレット・カード・マグネット・LINEスタンプのデータは、県が指定した方法で納入すること。なお、LINEスタンプの販売収入は、県の収入とする。

(ク) 効果測定

- ・LINEスタンプのダウンロード数を毎月報告する

カ 事業専用WEBサイトの運営

事業専用WEBサイトを作成し、適宜事業情報等を発信する。掲載に当たっては、事前に県の承認を得ること。

ホームページ管理責任者を定め、WEBサイトを適切に管理する。特に、個人や企業から収集する情報の管理に十分注意すること。

4 県の役割

各事業に関する次の業務は県が行う。

(1) 経済団体との連携体制の構築・維持

※県内大学や県立高校等との連携体制は、県と受託者が協力しながら構築する。

(2) 県HP及び県広報紙「彩の国だより」への掲載

(3) 市町村や県立学校等への広報依頼

(4) パブリシティ、その他報道対応

(5) ジョブフェス、企業と大学の交流会の会場確保

- ※会場借上料は、県が第1展示場分を負担し、受託者はその他の会場分負担する。
- (6) 企業説明会を開催するメタバース空間の確保

5 報告関係

(1) 事業計画の提出

事業の開始に当たって、事業の実施計画書（様式自由）を提出する。

なお、計画書には以下の項目を記載すること。

- ア 事業実施体制図（危機管理体制も含む）
- イ 広報計画
- ウ 実施業務の内容
- エ 事業実施スケジュール（資料、チラシ等の作成スケジュールも含む。）
- オ 個人情報の管理方法（電子メールの送信方法を含む。）

(2) 進捗状況の報告

各業務の進捗状況について、適宜又は県の求めに応じて、県に報告する。

(3) 計画の変更

事業の実施結果や雇用情勢に応じて計画を変更し、効果的な事業運営を行うこと。

なお、計画の変更については県の承認を得ること。

(4) 完了報告

全事業終了後、各事業の実施状況を、県が指示する項目に従って報告すること。

(5) アンケート

各事業のアンケート調査を実施する。なお、アンケートは県の承認を得ること。

(6) 実施結果の公表

本事業専用のWEBサイトに、各イベントの実施状況や参加者の感想等をイベント開催後速やかに掲載し、事業結果を広く公表する。

6 個人情報等の取り扱い及び適切な管理について

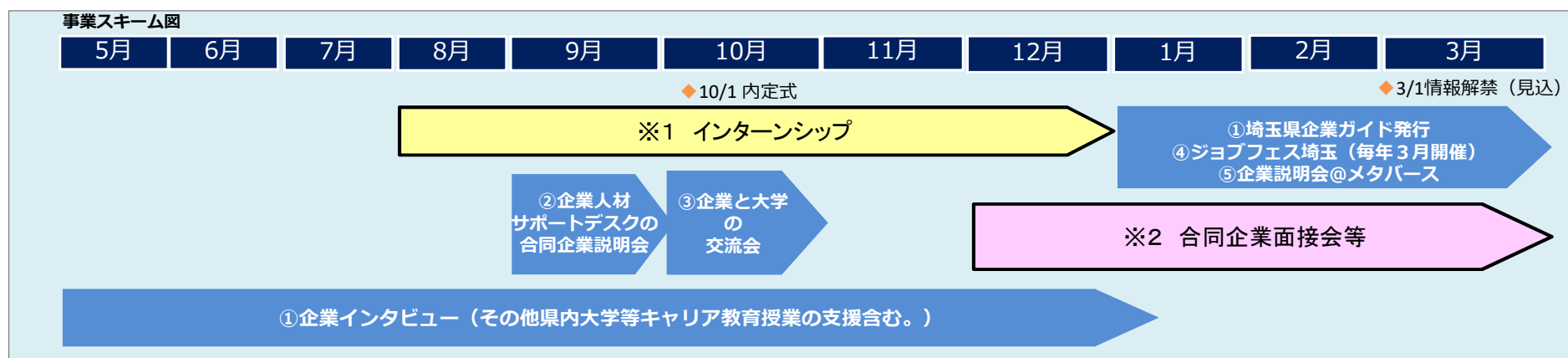
- (1) 本事業を通じて取り扱う個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年埼玉県条例第50号）に基づき、適正に取り扱うこと。
- (2) 受託者及び本業務に関わる者は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。また、本事業終了後も同様とする。

7 その他の留意事項

- (1) 本業務の実施に当たっては、関係機関と十分に連携を図ること。
- (2) 本業務の実施に際しては、職業安定法をはじめ関係法令を遵守すること。
- (3) 参加企業及び参加者からは、一切の費用を徴収してはならない。
- (4) 本業務の実施に当たり配置した全ての者に関して、県やアンケート結果及び外部関係者等により当人の適性に疑義が呈された場合、改善に向けて必要な措置を講じること。
- (5) 本業務の実施に当たっては、受託者が本業務の企画提案競技の際に用いた提案書及びその説明内容に基づき誠実に実施するものとする。
- (6) その他本仕様でない事項については県と協議により決定する。

県等の実施しているキャリア教育・就職支援施策

＜県事業等のスケジュール＞



＜事業の概要＞

① 企業インタビュー・企業ガイド

- ・大学のキャリア教育等の授業や就職課等と連携し、学生が県内企業を訪問し企業の魅力をインタビューする。
- ・学生1人につき1社を基本とし、訪問する企業を決定し企業研究を進める。
- ・チーム又は個人として（「自分たちが聞いてみたいこと（研究テーマ）」「それに対する仮説設定」「ヒアリング項目の作成」）などのワークを事前に行い、マナー研修等も実施した上で企業を訪問する。
- ・インタビューをした学生は、自身が感じた「訪問企業の魅力発見レポート」を作成する。
そのレポートを「企業ガイド」に掲載する。

② 埼玉県企業人材サポートデスクが実施する合同企業説明会

- ・県内企業100社程度が参加する合同企業説明会とタイアップする。

③ 企業と大学の交流会

- ・学生の円滑な地元就職を促進するため、企業と大学担当者の情報交換の場を設ける。

④ ジョブフェス埼玉

- ・企業、大学（大学生）等、行政が一堂に会し、就職活動やインターンシップに関する情報を提供・交換する。

⑤ 企業説明会@メタバース

- ・共通メタバース基盤を活用して、業界ごとの合同企業面接会を年4回開催する。

※1 大学、就職ナビサイト等を通じて参加するインターンシップ

※2 県関連団体や民間等が実施する新卒者向け合同企業面接会や説明会